

お知らせ

令和六年七月五日付け鹿児島県告示第五百二十六号で、次の事業について、土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示がありました。

起業者の名称 いちき串木野市

事業の種類

市道 都心平江線改築工事(鹿児島県いちき串木野市平江地内)及びこれに伴う市道付替工事

事業認定の告示があつた土地

鹿児島県いちき串木野市 平江地内

ついでには、同法第26条第4項の規定により、令和六年七月五日から次のような効果が発生していますのでお知らせします。

- 1 土地に対する補償金の額が固定されること。
- 2 土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること。
- 3 同法第39条第2項の規定による裁決申請が行えること。
- 4 同法第46条の2第1項の規定による補償金の支払い請求が行えること。
- 5 明渡裁決の申立てが行えること。

なお、詳細につきましては、左記のところにパンフレットを用意しておりますのでご参照下さい。

いちき串木野市役所 都市建設課

〒899-2192 鹿児島県いちき串木野市湊町一丁目一番地

いちき串木野市役所 市来庁舎二階

TEL 0996-36-3111

